



トップアンドコア通信

【2024年3月号】

2023年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、**令和6（2024）年分の所得税**について**定額による所得税の特別控除（定額減税）**を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、**2024年6月から定額減税が実施**されることとなります。**所得税は、6月分の給与計算から対応が必要**になります。一方の従業員が納付する**個人住民税**について、給与から控除する特別徴収を行っている場合、**2024年6月に給与を支払う際は特別徴収を行わず**、特別控除の額を控除した後の**個人住民税の額の11分の1の額を2024年7月から2025年5月まで**、それぞれの給与を支払う際に**毎月控除する予定**になっています。

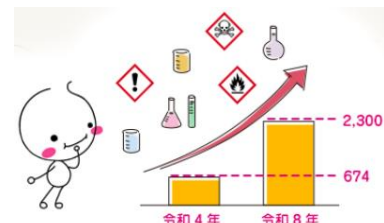
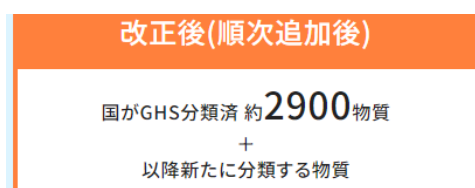
国税局のホームページには、**定額減税特設サイト**が設けられており、「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」の掲載があり「令和6年分所得税の定額減税Q & A」が公開されています。給与計算に携われる方は、確認しておきましょう。

■ 職場における新たな化学物質規制【2023年4月、2024年4月～】

労働安全衛生法の政省令改正により2024年4月から**化学物質管理の対象物質が拡大**され、**新たな化学物質規制が導入**されます。

【化学物質管理体系の見直し】

ポイント1. ラベル表示・SDS 等による通知の義務対象物質の追加（2024年4月1日施行）



- 労働安全衛生法に基づくラベル表示、SDS 等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国による GHS 分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次追加**されます。
- このうち、国による GHS 分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分1に分類された**234物質がラベル表示等の義務対象に追加**されました。

【実施体制の確立】

ポイント2. 化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化（2024年4月1日施行）

※化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等

- リスクアセスメント対象物を製造・取り扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が**義務**化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習※の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

	科 目	時間
講 義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実 習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

- リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが**義務**付けられます。

【化学物質管理体系の見直し】

ポイント3. 皮膚等障害化学物質への直接接触への防止（健康障害を起こすおそれのある物質関係）
（努力義務 2023 年 4 月 1 日・義務 2024 年 4 月 1 日施行）



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

※健康障害を起こす恐れのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなものの以外の物質：**努力義務**

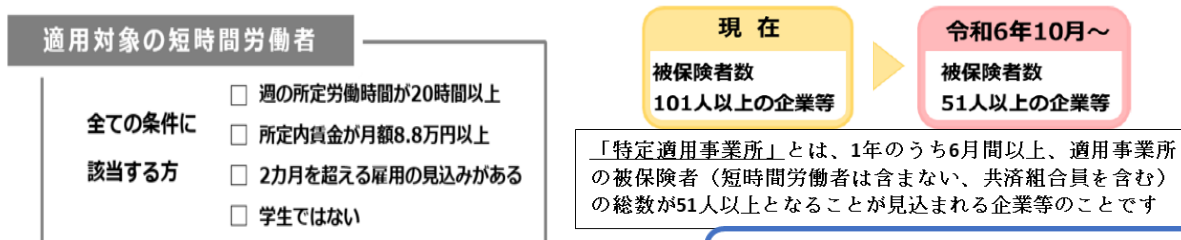
- 皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、**物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用**させなければなりません。

■ 労災保険率が変わります【2024 年 4 月 1 日】

2024 年度から労災保険率が全 54 業種中、17 業種が引き下げ、**3 業種が引き上げ**となります。
 また、一人親方などの特別加入に係る第 2 種特別加入保険料率も、全 25 区分中、**5 区分が引き下げ**となっています。さらに、請負による建設の事業に係る**労務費率**（請負金額に対する賃金総額の割合）の改定も行われています。

■ 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大【2024 年 10 月～】

短時間労働者を社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用対象とする企業等（特定適用事業所）の 企業規模要件の見直しにより、2024 年 10 月～から**被保険者数が 51 人以上の企業**（「特定適用事業所」）等で働く**短時間労働者**の社会保険加入が**義務**化されます。



総務担当者は以下の準備と対応が必要になります。

厚生労働省の社会保険適用拡大特設サイトにある「社会保険料かんたんシミュレーター」が便利です

1. 適用拡大の要件に該当する短時間労働者の洗い出し⇒社内周知・対象者への説明

短時間労働者を社会保険に加入させるにあたり、社会保険料の1人当たりの**負担額をシミュレーション**します。
 社会保険に加入すると保険料がかかるため、説明を十分にする必要があります。

2. 社会保険加入時に必要になる書類作成とその届出

特定適用事業所に該当すれば、社会保険の被保険者資格取得届を人数分作成し、届出をすることが必要です。

社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46 F

TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワ-名古屋 7 F

TEL : 052-589-8753

【福岡支店】福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビズネスセンタービル 6 F

TEL : 092-273-0503

E-mail : contact@topandcore.or.jp [http : //www.topandcore.com/](http://www.topandcore.com/)

